

各施設長 様

保育サービス基盤担当

認可保育所における内容変更の手続きについて

1 概要

認可保育所の設置事業者は、当該保育所の建物その他設備に関する事項や定員等の運営方法に関する事項を変更する際には、事前に区市町村を通じて東京都へ届出を行うことが定められています。(児童福祉法施行規則第 37 条第 5 項及び第 6 項、東京都保育所設置認可等事務取扱要綱の第 4)

届出が必要となる変更事由については、下記をご確認ください。事後報告とならないよう、十分にご注意願います。

2 届出が必要となる変更事由

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 名称の変更 | (6) 土地、建物の規模構造及び 使用区分 (保育室、遊戯室、乳児室、 |
| (2) 所在地(住所)表示の変更 | ほふく室等の設置位置等)並びに屋外遊戯場の変更 |
| (3) 設置者の名称の変更 | (7) <u>定員又は年齢区分</u> の変更 |
| (4) 設置者の代表者の変更 | (8) 施設長 の変更 |
| (5) 設置者の住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)の変更 | (9) 調理業務に関する変更 |
| | (10) 分園の設置 |

3 届出に必要な添付書類

- (1) 東京都児童福祉法施行規則細則第 31 号様式(「児童福祉施設内容変更届」)
- (2) 東京都保育所設置認可等事務取扱要綱の第 4 の 1 の各項に定める書類(設置主体が提出するもの)
※要綱上記載されていませんが、上記 2 (9) 調理業務に関する変更にあたっては、別記第 2 号様式(職員の構成)の提出を求められます。あわせてご準備ください。
- (3) 大田区子ども子育て支援法施行規則 14 号様式(「確認変更申請(届出)書」)
※上記 2 (1) から (8) の変更を行う場合、あわせて区に提出ください。

〈関連〉特定教育・保育施設としての「確認」に係る変更届について

本区の認可保育所は、子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付費の支給に係る施設として、児童福祉法上の「認可」に加え、本区による「確認」を受けることとなります。

大田区子ども子育て支援法施行規則では、**上記 2 (1) から (8) のほか、以下の事項を変更する場合には、確認の変更届を提出する**ことが定められています(同規則第 31・33・34 条)。

- ・設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- ・運営規程
- ・確認申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項
- ・役員の氏名、生年月日及び住所

4 提出時期

変更しようとする日の 20 日前まで(東京都)

※一部を除き、1 日付変更が大半となりますので、前月 10 日までに東京都への書類到着が求められます。区へはそれより前にご提出いただくこととなりますが、変更する内容によっては、協議・確認に時間を要する場合があります。期間に余裕をもって、早めにご連絡ください。

* 東京都の各種要綱・様式等については、都ホームページ(「東京都」「認可保育所」「条例」で検索)からダウンロードできます。